研究開始までの手続き				
事前準備				
1		臨床研究法に関する講習会を受講する (対象者: 研究責任医師・研究分担医師・研究協力者) 【講習会: XXXX年 臨床研究法に関する講習会】 ■病院E-ラーニングシステム 【医学部・病院教職員の方】 病院E-ラーニングシステム: https://elearn.sv.hosp.mie-u.ac.jp 【上記以外の方】 みえ治験医療ネットワーク: https://e-lerning.mie-cts.net/index.php		
2		jRCTより実施計画(省令様式第一)を作成する 実施計画書 ■ jRCT(臨床研究実施計画・研究概要公開システム) https://jrct.niph.go.jp/		
3		利益相反に関する各種書類を作成する (対象者: 研究責任医師・研究分担医師・研究協力者・統計解析責任担当者・利益を得ることが明白な者等) ■臨床研究審査委員会申請書類等 https://www.hosp.mie-u.ac.jp/ethics/gakugai/kenkyushinsa_shinsei/ 【様式A】利益相反管理基準 【様式B】関係企業等報告書 【様式C】研究者利益相反自己申告書 【様式D】利益相反状況確認報告書 【様式E】利益相反管理計画 研究責任医師は、全対象者の【様式D】を確認し、【様式E】利益相反管理計画を作成する手順) 1)全員分の【様式A】~【様式C】を作成し、COI事務局へ提出する 【提出先】COI自己申告書 提出専用アドレス coi-kenkyu@mo.medic.mie-u.ac.jp 2) COI事務局が【様式D】を作成する 3)研究責任医師は全員の【様式D】をCOI事務局から受領後、確認の上、【様式E】を作成する ※多施設共同研究の場合は、各施設で2)~3)を行う		
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
4	コシステム より 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	申請		

研究開始までの手続き				
~ 委員会審査承認 ~				
実施医療機関の実施許可				
5		特定臨床研究申請システムから実施医療機関の管理者へ研究の実施の可否について、許可を得る		
	☑ 事務局	■特定臨床研究申請システム https://mie.bvits.com/crb/		
	争协问	委員会承認後1週間ほどで、病院長の実施承認が下ります 		
		※多施設共同研究の場合は、各施設で実施医療機関の管理者の許可を得る		
厚生労働大臣に届出				
		実施計画を厚生労働大臣に提出し、実施医療機関の管理者と委員長に報告する		
6		研究実施許可を取得後、jRCT 実施計画(省令様式第一)の「一時保存」を完成させ、「届出」を行う		
0		届出したことを実施医療機関の管理者に報告する(施行規則第39条)		
		届出したことを委員会に通知する (施行規則第39条)		
jRCTの公表				
		特定臨床研究申請システムから j RCT番号・初回公表日を報告する		
7		■特定臨床研究申請システム https://mie.bvits.com/crb/		
		j RCT番号・初回公表日を入力する		
		研究計画書、説明同意文書に j RCT番号、研究開始日を記載し、研究支援室へ提出する		
	事務局	説明文書をドキュメーカーへ登録する		
		※多施設共同研究の場合は、各施設への情報提供(各機関の管理者への報告)を行う		
研究開始				
変更申請				
※ 変更申請 第一症例が入った場合には速やかに軽微変更申請を行う				